平成２６年（フ）第１１３号
兵庫県伊丹市瑞ケ丘４丁目13番地１　グランドハイツ栄伸305号、前住所兵庫県川西市鴬の森町１番53号
債務者　福田　信之
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
兵庫県川西市東多田１丁目19番21号
債務者　守安　和美（旧姓江川）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
兵庫県川西市中央町17番17号
債務者　井上　紀男
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
北九州市八幡西区浅川日の峯３丁目７番18号
債務者　山本　満則
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２９号
宮城県白石市大平中目字西田159番地３
債務者　菊地　　清
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１８号
宮城県石巻市貞山２丁目２番26―２号
債務者　上山　和子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第２４２０号
名古屋市緑区亀が洞３丁目608番地　レジデンス４
債務者　大谷　覚志
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４２１号
名古屋市瑞穂区白砂町３丁目26番地　ラ・キャッスル瑞穂302号
債務者　川角　君代（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８３号
愛知県小牧市外堀１丁目98番地コーポドンキー５号
債務者　小原　和夫
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１６号
愛知県春日井市白山町５丁目５番地６　ジョヴィアルⅢ303号
債務者　長島　優紀
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６４５号
愛知県半田市住吉町２丁目159番地の３　Ｓ―Ｓｔｙｌｅ＃１―504号
債務者　吉村　奈美
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６５５号
愛知県愛知郡東郷町春木台１丁目７番地11　サンシティ春木台Ｂ棟102号
債務者　杉浦ひとみ
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１２号
北九州市小倉北区黒住町20番10号　206
債務者　山本　　正
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第９３号
広島県福山市新涯町２丁目13番14号　橋本貸家４号
債務者　橋本　成靖
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第９４号
広島県福山市新涯町２丁目13番14号　橋本貸家４号
債務者　橋本　洋子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１１５号
青森県むつ市大字田名部字内田42番地254
債務者　永澤亜紀子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　青森地方裁判所民事部破産係